

原案可決

全会一致

第1号発議案

新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年2月21日

提出者	岩中 与中 高横 富桜 柄渡	村川 口村 橋尾 檜井 沢辺	良隆 善康 直幸 一甚 正惇	一一 之司 揮秀 成一 三夫	河原 高桜 松宮 皆楡 沢小 石	井見 庭原 崎川 井野 野井	拓美 節良 悦雄 辰峯	也加 子道 男二 雄修 生修	小保 斎笠 青小 小尾 帆	山坂 京原 柳林 島身 苅	大裕 四義 正一 孝謙	志一 郎宗 司大 隆昭 治
-----	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------	----------------------------	---------------------------	---------------------------	----------------------	---------------------------

新潟県議会議長 佐藤 純 様

# 新潟県農林水産物のブランド化推進に関する条例

食は、私たちにとって欠かすことができない生命の源である。本県は、これまで多くの先人たちの英知とたゆまぬ努力により、米を中心とした食料供給基地として発展してきた。同時に、県内には良質でおいしい食材が多数存在し、四季折々に多彩な旬の味覚を楽しむことができる県民は、その恩恵を享受してきた。

豊かな自然に加え、生産者の創造性と努力によって生み出されてきた本県の農林水産物は、本県の貴重な資源であり、高品質かつ安全・安心の視点から価値や競争力の向上、消費者視点から選ばれ続ける商品づくりを進めるとともに、社会の変化を踏まえて、県内はもとより、県外、そして海外に向けて販路を拡大していくことは、付加価値の高い持続可能な農林水産業を実現していく上で重要な取組である。

ここに、私たちは、魅力ある農林水産物の提供を通じて、消費者の信頼と共感を獲得することで、本県の農林水産業を継続的に発展させ、地域経済を活性化し、併せて本県全体の魅力の向上を図るため、県、市町村、生産者、関係団体及び事業者が一丸となって、県民の理解と協力の下、新潟県産の農林水産物のブランド化を推進することを決意し、この条例を制定する。

## (目的)

**第1条** この条例は、新潟県産の農林水産物（以下「県産農林水産物」という。）のブランド化に関し、基本理念を定め、県の責務並びに生産者、関係団体及び事業者の役割等を明らかにするとともに、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本県における農林水産業の持続的な発展を図り、地域経済の活性化はもとより、県民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において「ブランド化」とは、農林水産物の持つ有意な差異を生かし、当該農林水産物の価値を高め、消費者の信頼を確保し、及び共感を得ることを目指すことをいう。

2 この条例において「ブランド品目」とは、ブランド化の推進の対象となる農林水産物をいう。

3 この条例において「生産者」とは、ブランド品目を生産する農林漁業者及びその組織する団体をいう。

4 この条例において「関係団体」とは、農業協同組合、漁業協同組合その他のブランド品目に関連する農林漁業団体をいう。

5 この条例において「事業者」とは、ブランド品目に係る製造、加工、流通、販売その他の事業活動を行う者をいう。

## (基本理念)

**第3条** 県産農林水産物のブランド化の推進は、県、市町村、生産者、関係団体及び事業者の連携並びに県民の理解と協力の下に、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。

- (1) 市場の動向を踏まえた高品質かつ安全で安心なブランド品目の生産、流通、販売等により消費者の信頼を確保すること。
- (2) 本県固有の気候風土、伝統文化、技術その他の特性及び優位性を積極的に活用すること。
- (3) 農林水産業の成長産業化及び地域経済の発展に寄与すること。
- (4) 本県の魅力の向上に寄与すること。

(県の責務)

**第4条** 県は、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産農林水産物のブランド化の推進に関する基本的な方針（以下「ブランド化推進基本方針」という。）を定めるものとする。

2 県は、ブランド化推進基本方針に基づき、県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるものとする。

(市町村との連携)

**第5条** 県は、市町村が地域の実情に応じて実施する県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策への必要な支援及び市町村が実施する広域的な県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策の総合調整に努めるものとする。

(生産者の役割)

**第6条** 生産者は、基本理念にのっとり、積極的かつ継続的にブランド品目を生産するとともに、その品質の向上、生産の拡大等に取り組むよう努めるものとする。

2 生産者は、県及び市町村が実施する県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

**第7条** 関係団体は、基本理念にのっとり、ブランド品目の生産の振興及び県産農林水産物のブランド化の推進に積極的かつ継続的に取り組むよう努めるものとする。

2 関係団体は、県及び市町村が実施する県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第8条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、ブランド品目の積極的な利用、消費の拡大及び付加価値の創出に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する県産農林水産物のブランド化の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

**第9条** 県民は、県産農林水産物のブランド化の推進について理解を深め、ブランド品目の消費の拡大、魅力に関する情報の発信等に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第10条** 県は、県産農林水産物のブランド化を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(ブランド化推進基本方針)

**第11条** ブランド化推進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ブランド品目の生産の振興に関すること。
  - (2) ブランド品目の優良な種苗等（種子、苗、種畜その他の動植物の繁殖の用に供されるものをいう。）の確保に関すること。
  - (3) ブランド化に資する県産農林水産物の育成及び技術開発に関すること。
  - (4) ブランド品目に係る知的財産の保護に関すること。
  - (5) ブランド品目に係る商品の開発及び販路の開拓に関すること。
  - (6) ブランド品目に係る情報の発信に関すること。
  - (7) ブランド化の推進及びブランド品目に対する県民の理解の促進並びに気運の醸成に関すること。
- 2 県は、ブランド化推進基本方針を定めるに当たって、有識者の意見を聴くものとする。

(県推進ブランド品目)

**第12条** 県は、第4条第2項の施策を講ずるに当たって、ブランド品目のうち、県産農林水産物全体の付加価値を高める牽引役として、県がブランド化を推進する品目（以下「県推進ブランド品目」という。）を定めるものとする。

- 2 県は、県推進ブランド品目を定めるに当たって、有識者の意見を聴くものとする。
- 3 県は、県産農林水産物の需要を喚起するため、市町村、生産者、関係団体及び事業者と連携し、県推進ブランド品目に係る商品の開発、国内外への多様な販路の開拓及び魅力に関する情報の発信その他必要な施策を戦略的に推進するものとする。

(ブランド品目の生産に係る技術)

**第13条** 県、市町村、生産者及び関係団体は、県産農林水産物のブランド化を推進するため、相互に協力して、ブランド品目の生産に係る技術の向上及び継承に努めるものとする。

(連携協力体制の整備)

- 第14条** 県は、県産農林水産物のブランド化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、生産者、関係団体、事業者、有識者等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。
- 2 県は、生産者、関係団体及び事業者に対し、県産農林水産物のブランド化の推進について必要な助言、指導その他の支援を行うものとする。

(公表)

- 第15条** 知事は、毎年度、県産農林水産物のブランド化の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2号発議案

## ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月7日

提出者	小 林 一 大	青 柳 正 司	中 村 康 司
	保 坂 裕 一	桜 庭 節 子	笠 原 義 宗
	高 橋 直 揮	上 杉 知 隆	大 原 大 安
	杉 井 旬 子	重 川	沢 峰 子
	遠 藤 玲 子		

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 佐 藤 純 様

## ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

ロシア大統領プーチンは、2月21日、ウクライナの一部である、自称「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の「独立」を承認する大統領令に署名し、同22日、ロシアは、両「共和国」との間での「友好協力相互支援協定」を批准するや、同24日には、ウクライナへの侵略を開始し、軍事施設は言うに及ばず、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。このロシアの常軌を逸した侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法並びに国連憲章の重大な違反である。

武力による一方的な侵略行為は、断じて認めることはできない。この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

よって、本県議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、即時に武力行使を停止し、軍をロシア国内に撤収するなど世界平和の実現に向けた対応を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月7日

新潟県議会

原案可決

全会一致

第3号発議案

## 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月25日

提出者 議会運営委員長 青柳正司

新潟県議会議長 佐藤 純 様



## 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例（昭和31年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第1条</b> 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 13人 ア～ウ (略) エ <u>総務部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 オ～コ (略)</p> <p>(2) 厚生環境委員会 13人 ア <u>環境局</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 イ～エ (略)</p> <p>(3) 産業経済委員会 13人 ア (略) イ <u>観光文化スポーツ部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 ウ～オ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><b>第1条</b> 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 13人 ア～ウ (略) エ <u>総務管理部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 オ～コ (略)</p> <p>(2) 厚生環境委員会 13人 ア <u>県民生活・環境部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 イ～エ (略)</p> <p>(3) 産業経済委員会 13人 ア (略) イ <u>観光局</u>の所管及びこれに関連する各種の事項 ウ～オ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

原案可決  
全会一致

第4号発議案

「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録の実現を  
求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月25日

提出者 総務文教委員長 笠原義宗

新潟県議会議長 佐藤 純 様

# 「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録の実現を 求める意見書

「佐渡島の金山」は、16世紀後半から19世紀半ばにおいて、国家の管理・運営の下、海外との技術交流が限られる中、ヨーロッパとは異なる我が国固有の伝統的手工業を活用した金生産システムとして発展を遂げ、世界に誇る質・量の金を大規模かつ長期にわたって生産した稀有な産業遺産であり、県民はもとより国民や世界中の人々の宝として後世に確実に引き継がれるべき重要な遺産である。

令和4年2月1日、政府は「佐渡島の金山」をユネスコに世界文化遺産候補として推薦したが、登録の実現に向けては、今後、「佐渡島の金山」の文化遺産としての価値について国際的な理解を得ることが重要である。一方で、「佐渡島の金山」を巡り、文化遺産の価値とは別の歴史的経緯に関する論評が世界中に発信され、世界文化遺産登録を期待する人々に不安を抱かせているほか、令和5年度の世界遺産委員会における審議に悪影響が及ぶことを強く懸念している。

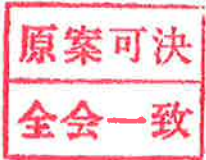
よって国会並びに政府におかれては、令和5年度の「佐渡島の金山」の世界遺産登録実現に向け、世界遺産委員会の委員国や国際的な専門家に対し、文化遺産としての価値を深く理解いただくため積極的に働きかけるとともに、国際社会において正当な評価や理解が得られるよう、歴史的経緯に関する様々な議論やいわれなき中傷に対して、事実に基づき丁寧に粘り強く説明し、冷静かつ毅然と対応するなど、総力を挙げて取組を推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

新潟県議会議長 佐藤 純

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
外務大臣	林芳正様
文部科学大臣	末松信介様
内閣官房長官	松野博一様



第5号発議案

離島振興法の改正・延長を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月25日

提出者 総務文教委員長 笠原義宗

新潟県議会議長 佐藤 純 様

## 離島振興法の改正・延長を求める意見書

我が国は、数多くの島嶼により構成されており、本県の佐渡島、粟島を含む77地域254島が離島振興法による離島振興対策実施地域に指定されている。

離島振興法は、昭和28年に制定され、これまで6次にわたる延長・改正とともに施策の充実が図られてきており、離島における産業基盤及び生活環境等の整備促進に寄与してきた。

しかしながら、離島を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、医療提供体制や産業基盤、生活環境等が脆弱といった本土との地域格差は、引き続き対応すべき課題である。

離島は、我が国の領域、排他的経済水域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全など、我が国及び国民の利益の保護・増進に重要な役割を担っており、過疎化・高齢化の進展等により、離島をめぐる環境がより厳しくなる中、離島がこれらの役割を安定的かつ継続的に担っていくためには、離島振興政策を一層強力に推進していくことが必要である。

よって国会並びに政府におかれては、持続可能な離島地域の実現に向け、令和4年度末に法期限を迎える離島振興法について、法期限の延長に加え、近年における社会情勢の変化等を踏まえた離島航路に対する財政支援の強化など、総合的な離島振興対策を一層充実させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

新潟県議会議長 佐藤 純

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様
農林水産大臣	金子原二郎様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様

原案可決  
全会一致

第6号発議案

## 全ての拉致被害者の即時一括帰国を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月25日

提出者 総務文教委員長 笠原義宗

新潟県議会議長 佐藤 純 様

## 全ての拉致被害者の即時一括帰国を求める意見書

昨年12月11日、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会の臨時総会が開催され、飯塚繁雄さんが健康上の理由から代表を退任し、去る12月18日、妹の田口八重子さんとの再会を果たすことなく逝去された。

また、同連絡会の第3代目代表として就任した横田めぐみさんの弟の横田拓也さんは、都内で開催された拉致問題に関する国際シンポジウムに出席し、「代表が変わっても、拉致被害者の即時一括帰国を求めることに変わりはない。国際連携の手を緩めず声を発し続ける」と強い決意を述べた。

一方、北朝鮮は、中長距離の弾道ミサイルの発射を繰り返すことで緊張を高めており、米国のバイデン政権は、ウクライナ情勢をめぐるロシアとの対応に追われ、北朝鮮問題に十分に対応する余裕がないとする報道もある。

拉致問題の解決に向けた糸口が見出せない中、拉致被害者とその家族の高齢化は重い現実であり、もはや一刻の猶予も許される状況になく、政府は一日も早く全ての拉致被害者を取り戻さなければならない。

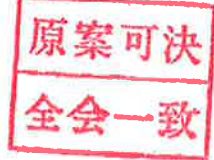
よって国会並びに政府におかれては、政権の最重要課題と位置付けた拉致問題について、変動する国際情勢の中にあっても、状況を的確に把握しながら、米国をはじめとする国際社会との連携強化を図り、圧力に重点を置いた姿勢を貫くとともに、北朝鮮への直接の働きかけを含むあらゆる方策を講じて、全ての拉致被害者の即時一括帰国を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

新潟県議会議長 佐藤 純

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
外務大臣	林芳正様
内閣官房長官	松野博一様
拉致問題担当大臣	松野博一様



第7号発議案

## 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月25日

提出者 産業経済委員長 富 樫 一 成

新潟県議会議長 佐 藤 純 様



## 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

国土の3分の2を占める森林は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民生活に様々な恩恵をもたらしている。気候変動対策の一環として設けられ、森林の整備や保全等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国が地方公共団体に配分する森林環境譲与税は、地方が直面する森林整備等の課題に対応するための財源として活用が期待されている。

しかし、総額の50%を私有林人工林面積、30%を人口、20%を林業就業者数に応じて割り振るという現在の配分基準では、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市に対する配分額が高くなっているとの指摘があるほか、制度が始まった令和元年度と令和2年度に全国市区町村に配分された譲与額の54%に当たる約271億円が使われず、基金に積み立てられている。

このような実態を受け、森林整備の必要性が強まっている地域からは、広い森林を抱える地方公共団体への配分を増やしてほしいとの切実な声が上がっており、森林環境譲与税の円滑な活用に向けた課題の洗い出しなど、譲与基準の見直しも視野に入れて検討を行う動きも出ている。

また、森林環境譲与税は、現在、地方公共団体金融機構の「公庫債権金利変動準備金」を活用しているが、令和6年度からは個人住民税に1,000円を上乗せして徴収する「森林環境税」を原資とすることとなっており、有効に活用していくことが求められる。

よって国会並びに政府におかれては、森林環境譲与税を円滑に活用することで、森林整備をより効果的に推進するため、広い森林を抱える地方公共団体への配分に重点化する方向で、譲与基準の見直しを実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

新潟県議会議長 佐藤 純

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	金子恭之様
財務大臣	鈴木俊一様
農林水産大臣	金子原二郎様

原案可決  
全会一致

第8号発議案

地域公共交通維持・充実のための財政支援の  
拡充を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

令和4年3月25日

提出者 建設公安委員長 高橋直揮

新潟県議会議長 佐藤 純 様

## 地域公共交通維持・充実のための財政支援の 拡充を求める意見書

バスやタクシーをはじめ鉄道、船舶などの地域公共交通は、国民生活及び経済活動にとって不可欠な社会基盤である。交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度は少しずつ充実しつつある。しかしながら、地域公共交通の廃止や縮小に十分な歯止めがかかっておらず、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大による大幅な利用者の減少が追い打ちをかけ、交通事業者の企業努力も限界に達している。

我が国経済の持続的な成長を促進するためには、人・モノの流動の基盤となる公共交通の維持・充実が必要である。また、人口減少・少子高齢化の進展による限界集落の増加が懸念される中、過疎地域等の住民や、いわゆる「買物弱者」等の交通手段の確保のほか、気候変動の深刻化を背景に、世界的に関心が高まっている地球温暖化等の環境問題への対応など、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっている。

欧米では、公共交通に対する公的補助は、持続可能な都市政策として確立されており、公共交通の利便性を向上させている。公共交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域経済・社会をつくっていくためにも、地域公共交通に対する財政支援の拡充が求められる。

よって国会並びに政府におかれては、地域公共交通の維持・充実を図るため、国の財政支援措置を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月25日

新潟県議会議長 佐藤 純

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
国土交通大臣	斉藤鉄夫様